

【定義等】

条例上で定めているもの（条例より抜粋）

- (1) 市民参加 行政活動に市民の意見を反映するため、行政活動の企画立案から実施、評価に至るまで、市民が様々な形で参加すること。
- (2) 市民協働 市の実施機関と市民公益活動を行う団体が、行政活動等について共同して取り組むこと。
- (3) 行政活動 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地方自治法」という。）第2条に規定するところにより事務を処理するために行う活動
- (4) 市の実施機関 市長，教育委員会，選挙管理委員会，監査委員，農業委員会，固定資産評価審査委員会をいう。
- (5) 市民公益活動 市民が自主的かつ自発的に行う不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とした活動で、営利，宗教，政治及び公益を害するおそれのある活動を目的としないもの
- (6) 団体 特定非営利活動法人，社団法人，財団法人，社会福祉法人，消費生活協同組合，その他の市民活動を行うことを主たる目的とした法人，又はそれらに準ずる、法人格を有しないが一定の規約を有する営利を目的としない団体

（参考）市民の定義について

当初検討の際、参加や協働に関わる施策によって対象となる市民の範囲が異なってくることもあり、限定的に示すことは困難であると判断し、定義付けはしていない。

※狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例の基本的な考え方（令和3年度第4回資料4）参照

（市民参加手続に関するもの）

①審議会等

（1）地方自治法 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律または条例により設置するもの、及び（2）法律、条例等の規定に基づかず、専門知識の導入、利害の調整、市政に対する市民意見の反映等を目的として要綱等により設置するものうち、条例第 5 条第 1 項各号に掲げる内容を所掌事項とする機関をいう。

※公募市民委員としての参加、審議会等への傍聴等

②パブリックコメント

政策等の策定途中で、その計画等の素案を公表し、それに対して市民が意見、課題、問題点、情報を提出し、提出された意見等を考慮して政策等を決定していく一連の参加手続をいう。

③公聴会

市の実施機関が重要な事項を決定する際に、利害関係者や学識経験者などから公開の場で、所定の方法により意見を聴く制度をいう。

※事案の処理方針の原案に対して、反対意見又は賛成意見が存在すると認められる場合や、事案の処理方針を決定するに当たり、それらの意見の主張者から、意見の趣旨等を直接聴く必要があると認められる場合に行う。

④説明会

施策の策定途中、又は施策の策定後実施する以前に市民に説明を行い、理解を求める会をいう。

⑤ワークショップ

施策の策定において、早い時期から市民同士や市民と行政が自由な作業や議論を行うことを通して合意形成を図る会をいう。

⑥フォーラム

施策の策定において議題を提案し、1つの議題を中心にして参加者がその可否について意見を交換し討論を行う会をいう。

⑦シンポジウム

施策の策定において議題を提案し、数人の報告者あるいは専門家等が意見を出し合い、それをもとに参加者が討論を行う会をいう。